

3. 空き家の利活用の促進

空き家の発生を防ぐため、相続や流通を通じて移住定住希望者に利活用し、地域活性化を促進します。リフォーム普及や地域拠点活用で、移住・定住を促し、まちの魅力を向上させます。

(1). 空き家バンクの活用

空き家を有効活用することにより、町内への定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家バンク制度を実施しています。町では、空き家バンクの利用促進のため、ホームページやチラシ等で周知・啓発活動を継続して行います。また、登録手続きの簡素化の検討に取り組めます。

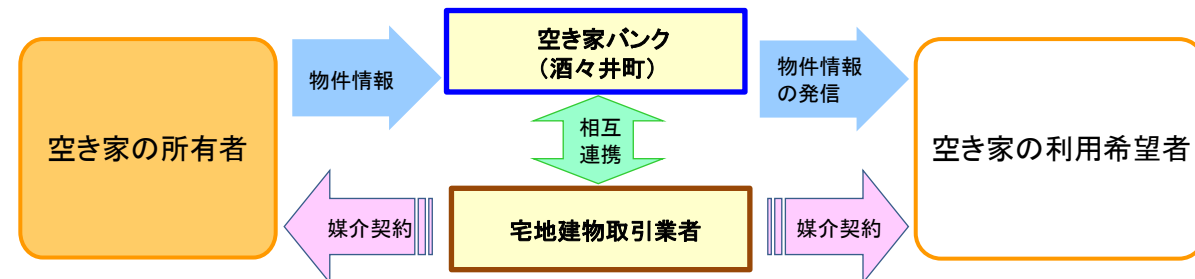


図 空き家バンクのイメージ

(2). 財政的な支援

空き家対策を行うにあたり、国及び県その他の補助金を積極的に活用し、空き家の解消を推進します。町では、空き家の発生予防に関する支援制度の見直しや利活用に関する町の支援制度を検討します。

4. 空き家の適切な管理の促進

町では、所有者等に空き家のリスクや、適切な管理に関する情報を提供することで、管理意識の向上を促します。また、再三の改善依頼や助言などに応じず適切な管理がなされない空き家に対しては、空家特措法に基づく措置、もしくは財産管理人制度を活用して、適切な管理や除却を推進し、周囲の生活環境の保全、改善を図ります。

5. 空き家対策の体制整備

町民等から寄せられる空き家の問題や相談に対して、的確にワンストップで素早く対応するため、空き家に関する総合的な相談窓口を「まちづくり課」に設置し対応します。

また、関係機関と連携した相談会の実施などにより、空き家の利活用及び適正管理に係るマッチングを図ります。

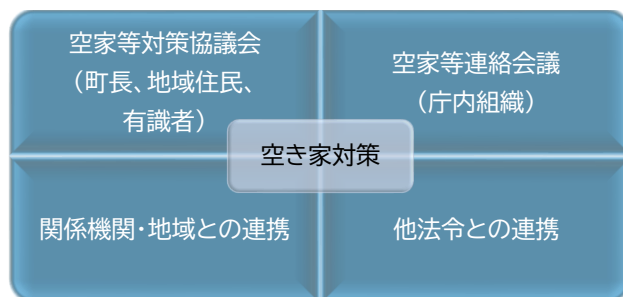


図 空き家対策の連携イメージ

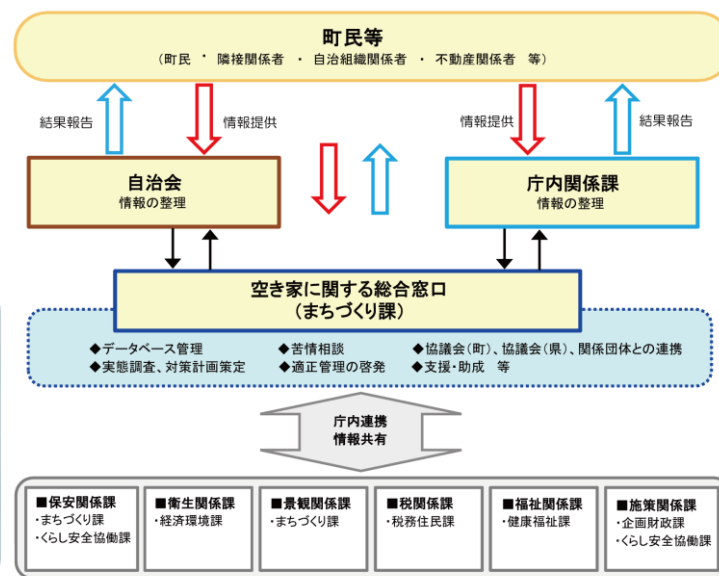


図 ワンストップ対応のための庁内連絡体制

第2期 酒々井町空家等対策計画

概要版



第1章 空家等対策計画の趣旨

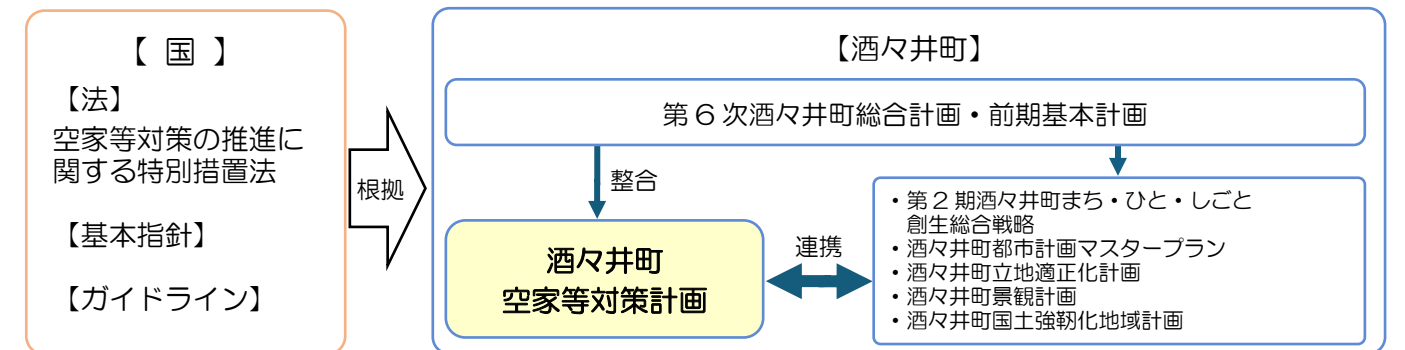
1. 背景

近年、人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、空き家が発生しており、将来的に増加していくと考えられます。適切に管理されない場合、地域に悪影響を与える可能性があります。そのため、早急な対策の実施が求められています。

2. 目的

空き家対策は、行政だけでなく所有者、管理者、地域住民、事業者などが協力して進める必要があります。各関係者の役割理解を深め、連携体制を構築し、空き家対策を総合的かつ計画的に推進していくために本計画を改定しました。

3. 計画の位置付け



4. 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和16年度(2034年度)までの10年間

	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)	令和18 (2036)	令和19 (2037)	令和20 (2038)	令和21 (2039)	令和22 (2040)	令和23 (2041)	令和24 (2042)	令和25 (2043)	令和26 (2044)	令和27 (2045)
第6次酒々井町総合計画	令和4(2022)年度～令和13(2031)年度																							
都市計画マスタープラン【立地適正化計画】																								
空家等対策計画																								

5. 対象地区

本計画の対象地区は酒々井町全域とします。

6. 対象とする空家等の種類

本計画の対象とする空家等の種類は、空家特措法第2条第1項に規定された「空家等」のうち、主に「一戸建ての住宅」と、活用促進の観点からその「跡地」も対象とします。また、「空家等」に該当しない「空き家」に対しても、必要に応じて本計画に準じた取り組みを行います。

空家

空家等（法2条1項）

管理不全空家等
（法13条1項）

特定空家等
（法2条2項）

図 空き家及び空家特措法における空家等の関係図

お問合わせ先

酒々井町 まちづくり課 計画整備班

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11
電話：043-496-1171 FAX：043-496-5765
E-mail：keikaku@town.shisui.chiba.jp



第2章 本町の現状と課題

1. 住宅・土地統計調査

総務省統計局が5年おきに実施している「住宅・統計調査」によると、最新の調査(令和5年)では、本町の住宅総数は10,230戸、空き家数は980戸で、住宅総数が年々増加している一方で、空き家率は9.6%で、前回(平成30年)と比較して空き家率は減少しています。

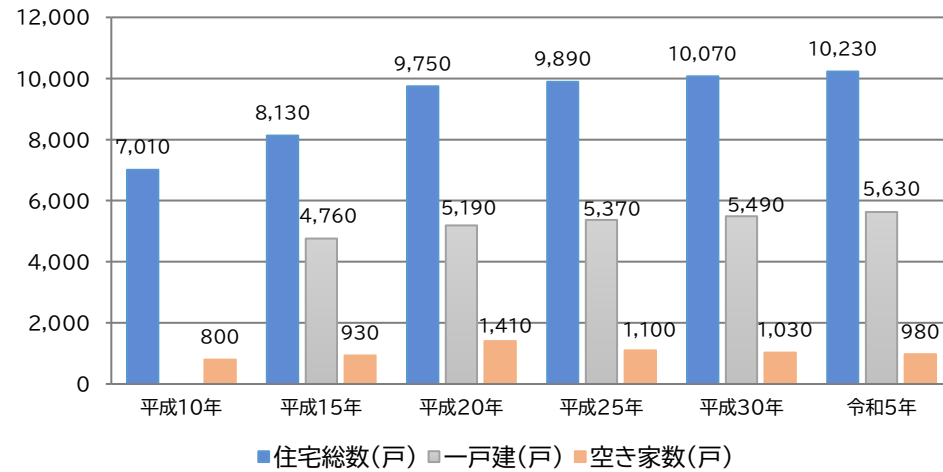


図 住宅総数、一戸建て、空き家数の推移

2. 実態調査からみた現状

本町では、独自の実態調査により、空き家の所在を把握し、継続的に調査のうえ、解決・改善を図っています。令和5年に実施した実態調査では、本町の空き家総数は、128戸でした。平成28年度調査の結果と比較すると、51戸(66.2%)増加しました。また、平成28年度調査で空き家と判定された77戸のうち、令和5年度調査で引き続き空き家判定(継続空き家)となったのは41戸(約53%)でした。

第3章 空家等対策計画に関する基本的な方針

本町は、空き家の適切な管理を促進し、地域住民の生活環境を保護します。空き家の発生予防や所有者対応を検討し、地域活性化のために空き家の利活用を進めます。また、空き家の流通促進や相談会の実施を通じて、特定空き家の予防と解消を目指します。これにより、安全・安心な生活環境を確保し、地域の活性化に貢献するため、予防、利活用、管理、体制整備の4つの施策を定めます。

1 空き家発生の予防

高齢化に伴う空き家の増加を抑制するため、高齢所有者の課題に対応し、地域住民や所有者の意識啓発を進めます。さらに、良質な住宅ストックの確保と中古住宅の流通促進に取り組み、空き家の発生予防を目指します。

2 空き家の利活用の促進

空き家や跡地の有効活用を促進し、移住・定住の推進や地域活性化を目指します。地域コミュニティ拠点としての活用も検討し、解体や利活用、耐震診断・改修工事の補助金制度を見直し、新設して空き家の利活用を進めます。

3 空き家の適切な管理

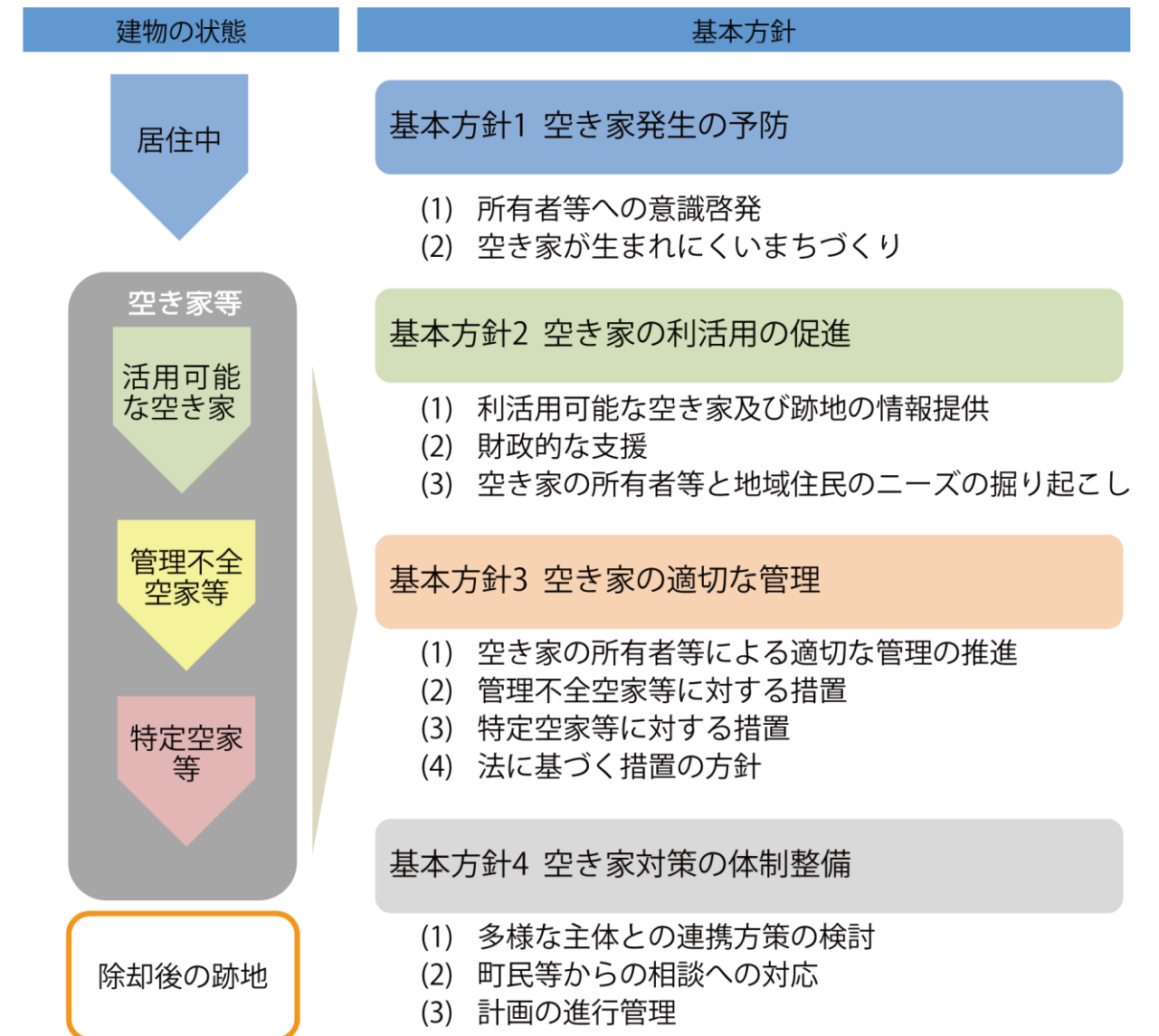
空き家問題は所有者の責任で対応が求められ、適切な管理や利活用への意識付けが重要です。町の広報紙やホームページで啓発を行い、空き家問題への意識向上を図ります。また、適切に管理されていない空き家には支援や空家特措法に基づく措置を実施し、改善を目指します。

4 空き家対策の体制整備

空き家問題は地域全体の課題であり、所有者、町民、町、事業者が連携して対策を進めます。町では、需要と供給をマッチングする仕組みを整備し、各団体と協力して空き家対策を推進。また、相談窓口や相談会を周知し、対応に努めます。

第4章 空家等対策の具体的な取り組み

「基本方針1 空き家発生の予防」、「基本方針2 空き家の利活用の促進」、「基本方針3 空き家の適切な管理」、「基本方針4 空家等対策の体制整備」を取り組みの柱とし、建物が空き家になる前の段階から除却後の跡地まで、建物の状態に応じた対策を行います。



1. 所有者等への意識啓発

空き家は所有者等の責任で適切に管理することが原則です。町では空き家所有者向けに相談受付や支援事業、空き家バンク情報提供を行います。また、出前講座や相談会で地域住民の関心を高め、空き家に関する情報を一元化して啓発を進めます。さらに、固定資産税通知書や各課の文書で空き家に関する案内を送付し、遺言や成年後見制度等の方法を周知。死亡時には相続人に対して空き家に関する情報提供を行います。

2. 空き家が生まれにくいまちづくり

空き家問題を解決するためには、「空き家が生まれにくいまちづくり」が重要です。地域の魅力を高め、住民が安心して暮らせる環境を整えることが求められます。柔軟な住宅供給や地域特性を生かしたまちづくり、快適なコンパクトシティの実現が定住促進に繋がります。また、空き家を活用した交流スペースの設置で地域のコミュニティ活性化が図られます。ハードとソフト面の施策を連携させ、持続可能なまちづくりを進めます。